

中国における海洋問題の現状 およびその対策について

金 永 明*

目 次

- 一、中国が直面している海洋問題及びその特徴
- 二、海洋問題解決の基本的構想と具体的手段
- 三、中国が対応すべき海洋問題対策の提案
- 四、まとめ

中国が直面している脅威は主に海上から来ており、いわゆる海洋問題を引起こす海洋安全或いは海上安全である。一般の海洋安全とは国家の海洋権益が侵害されない或いはリスク遭遇状況を避けることを指し、伝統的海洋安全と非伝統的海洋安全の2種類に分けられる⁽¹⁾。国際社会の実状から見ると、我国が直面している海洋安全は、主に非伝統領域から来ており、海上テロリズム（大量破壊兵器と核拡散）、海上不法活動（海賊行為）、海洋境界と諸島の領有に関する争議、海洋軍事活動、海洋自然災害、海洋汚染と海洋生態悪化等を含んでいる。我国が直面している多くの海上脅威の原因は、主に我国と主な周辺国家の陸地境界画定業務が基本的に完成しているため、陸地からの脅威は明らかに減少したが、我国と他国間との海洋問題の争議が多く、海域の境界画定争議や諸島の領有及び海域の資源開発問題も争議に含まれており、これらはみな海洋安全を不安定にさせている要素である。我国は海洋と資源の日々の進化と開拓の情勢を利用しているため、海洋通路の安全、公海

* 金永明 上海社会科学院法学研究所副研究員、法学博士。

(1) 国家海洋局海洋発展戦略研究所編集『中国海洋発展報告』北京海洋出版社 2007年 第88ページ。

測量と航行及び科学研究活動等問題の発生が増加していだろう。我国は海洋地理が比較的不利な国家のひとつであり、特に海洋争議問題の解決と通路の安全保護が今後我国にとって非常に重要であり、緊迫しているため、我国は積極的に海洋問題の対応を行うべきである。国際実践から見ると、海洋問題の処理と対応の有効な道の1つが、海洋戦略と完備された海洋体制の制定である⁽²⁾。

一、中国が直面している海洋問題とその特徴

海洋問題に関する『国連海洋法条約』（以下『条約』という）の関連制度規定によると、我国管轄の海域面積はおよそ300万平方キロメートルに達し、その内、争議のある海域面積はおよそ150万平方キロメートルに達しており、排他的経済水域と大陸棚境界画定の争議及び諸島の領有に関する争議を含んでいる。我国が直面している海洋問題は、主に管轄ある海域と争議ある海域やその他公海が引き起こした海洋問題が含まれ、主に以下のものがある。

1. 東シナ海は、我国と日本の海域境界画定に関する争議があり、釣魚島及びそれに付属する島々（以下釣魚島という）の領有権争議を含んでいる。中日両国は東シナ海問題について、すでに11回におよぶ協議を行っていたが、海域境界画定の原則と適用や釣魚島の領有で深刻な対立と相違が存在しているため、依然として最終的な海域境界画定に関する協議が成立できてい

(2) 国際社会における国家制定の海洋戦略と法制で、主に2000年米国海洋法、2004年米国と海洋報告、2004年米国国家海洋行動計画、2007年新米国海洋戦略、2002年カナダ海洋戦略、2004年イギリス海洋研究開発基金、2010年イギリス海洋科学戦略、2000年韓国の21世紀海洋、2005年韓国海洋憲章、2006年EU海洋政策グリーンブック——未来のヨーロッパ海洋政策に向きあう：ヨーロッパの海洋理念及び2005年日本21世紀海洋政策提言、2006年海洋政策要綱、2007年海洋基本法、2008年海洋基本計画、2009年海洋エネルギーと鉱物資源開発計画、2009年海洋保全の管理と離島基本方針の管理等がある。

ない。中日双方が東シナ海を平和、友好と協力の海とするため、双方は 2008 年 6 月 18 日『東シナ海における日中間の協力について』もしくは『中日における東シナ海問題に関する共通認識の原則』（以下『共通認識の原則』という）を公表し、それによっておおまかな共通認識が成立した⁽³⁾。しかし双方の『共通認識の原則』に対する理解が異なっているため、依然として認識と理解に相違が現れており、東シナ海問題の争議は絶えず現れたままである。最近、日本の外相とメディアは春暁ガス田に対し主張と報道を行っており、まさにこれら相違の具体的な表現である。例えば 2010 年 1 月 17 日、日本の外相岡田克也が中国の外長楊潔篪との会見で、もし中国が春暁ガス田での生産を展開すると決定した場合、日本政府はそれが両国の共同開発協議に違反していると判断し、必要な措置を採ることになると指摘している⁽⁴⁾。2 月 21 日の日本『毎日新聞』の報道によると、もし中国が東シナ海のガス田に対し単独開発を実施した場合、日本はこのことを国際海洋法裁判所にかけることになる⁽⁵⁾。この報道は明らかに日本が強調しているいわゆる「必要措

(3) 『共通認識の原則』は主に二つの内容を含む。一、日中間の東シナ海における共同開発についての了解。その内、共同開発区域が 7 つの座標から成り、面積はおよそ 2600 平方キロメートルである。上述の共同開発区域の要求に対し、双方は連合で探査を行い、相互利益の原則に基づき、双方の同意が一致する場所を選んで共同開発を行うことができる。前提として双方が上述の開発実施を努力して行き、各自の国内手続きを履行し、出来る限り早めに必要な双方の協議を成立させていく。二、日本法人が中国の法律に基づき、春暁ガス田開発に参加することの了解について、即ち中国企業は日本法人が中国の海洋石油資源の対外協力開発に関する法律に基づき、春暁ガス田の開発に参加することを歓迎することである。言い換えると、『共通認識の原則』の中で、春暁ガス田の開発活動は一種の我国主権の協力開発である。筆者は、上述の二つの内容を分けて単独で進めることができ、必ずしも一緒に展開していく必要はないと考えている。金永明の『中日の東シナ海開発手段の選択推進』、『東方早報』2010 年 2 月 25 日掲載、第 A 17 版を参照。

(4) See <http://www.fmprc.gov.cn/chn/gxh/tyb/fyrbt/t652306.htm>, 2010 年 1 月 23 日にアクセス。

置」即ち国際海洋法裁判所にかかる訴訟内容である。予見できるのが、このような相違と事態は、今後依然として絶えず発生するため、東シナ海問題に対する研究を強化する必要がある、特に東シナ海の境界画定と釣魚島の領有に関する争議について引き続き日本と交渉を行う必要がある、政治でこれらの問題を解決できない状況の下、司法手段を利用した解決を考慮することができる。そのため、我国は国際司法裁判所制度の研究を強化し、関連の証拠を蓄積していかなければならない。

2. 南シナ海で、我国の大部分の海域はすでにベトナム、フィリピン、マレーシア、インドネシア、ブルネイ等の各国の排他的経済水域に属している。また、南シナ海の諸島や暗礁の中で、特に南沙の諸島や暗礁は多くの国に占領され、その資源は開発の形式で収奪され、漁民が頻繁に捕虜され、我国の海洋権益は深刻に損害を受けており、海洋問題の措置を採ることで挑戦を受けている。例えば、南沙諸島の島や暗礁は全部で（178 箇所）あるが、すでに各国が 51 箇所を占領しており、その内他国は 42 箇所を占領している⁽⁶⁾。しかも他国は引き続き南シナ海の島や暗礁を占領していく情勢で、国内法で南シナ海の島や暗礁を占領することを制定し、南シナ海の島や暗礁に対する主権等の公表が含まれる。例えば、フィリピンの国会は 2009 年 2 月 17 日に領海の基線法案を採択している。この法案は中国の黄岩島と南沙諸島の一部島や暗礁がフィリピン領土になるというもので、これに対し、我国の外交部は、黄岩島と南沙諸島はずっと我国の領土の一部である。中国はこれらの島

(5) See <http://www.cima.gov.cn/news.aspx?ClassID=13&WorksID=199>, 2010 年 2 月 24 日にアクセス。

(6) 具体的には、ベトナムは 29 箇所占領、マレーシアは 5 箇所占領、フィリピンは 8 箇所占領、我国大陸のコントロールは 7 箇所だけで、台湾は 2 箇所である。姜皇池の《兩岸の南シナ海海上の法律執行協力可能議題：現状と発展の分析》、中国海洋法学会編集に掲載の『海峡兩岸の海上法律執行の學術シンポジウムの論文集の理論と実践』、2008 年 11 月 9 - 10 日（北京）、第 53 - 54 ページを参照。

及びその付近海域に対し、争うことのない主権を具えている。いかなるその他の国も黄岩島と南沙諸島に対し領土主権の要求を出すことは全て不法で無効であると再度強調した⁽⁷⁾。2009 年 3 月 5 日マレーシアの首相は南沙諸島のスワロー島に上陸し、この暗礁及びその付近海域に対する主権を公表した。これに対して、我国の外交部が、中国は南沙諸島とその付近海域に対し争うことのない主権を具えており、中国側は協議を通じて適切に関連争議を解決すること、各関係者が適切に『南シナ海における各国の行為宣言』を守ることがを望んでおり、争議の複雑化や拡大化を図らず、共に南シナ海地域の平和と安定を守っていくことを指摘している⁽⁸⁾。つまり我国は南シナ海の海洋権益で日々損害と挑発を受けている。

それ以外に南シナ海では、すでに我国に属する排他的経済水域内で多くの国の船舶（軍艦）の測量或いは調査（軍事）活動が発見されており、深刻に我国の海防安全を脅かしている。例えば 2009 年 3 月 8 日、米国海軍の「Impeccable」号の船舶は南シナ海の我国に属する排他的経済水域内に進入し軍事測量或いは調査活動を行い、対峙を引起した。南シナ海には海域画定と島の領有権争議問題が存在しており、軍事活動がもたらす海防の安全問題も存在していることが見受けられるが、それらの性質は異なっており、解決の道も異なっている。前者は我国とアセアン一部国家間の争議であり、後者は我国と主な海洋軍事大国、特に米国の安全通路や海防安全に関する争議に対応するもので、必ず分けて解決する必要がある。前者は地域制度の適用或いは整備或いは二国間の協定で解決、後者は国際社会の力を利用し、『条約』の関連制度の修正を含め、二国間で海上安全体制に関する解決を協議していくことができる。

(7) http://www.gov.cn/gzdt/2009-02/18/content_1235387.htm を参照。2009 年 2 月 19 日にアクセス。

(8) http://www.gov.cn/xwfb/2009-03/07/content_1253075.htm を参照。2009 年 3 月 8 日にアクセス。

3. 黄海で我国も韓国や朝鮮との海域画定問題に直面している。我国には彼らとの島の領有権争議は存在していないが、各自の島の有する効力に相違が存在しており、これらの相違は海域画定問題に影響している。東シナ海や南シナ海と比較し、黄海の争議は比較的に緩やかだが、米国軍船が我国の黄海に属する排他的経済水域で軍事活動を行った。例えば2009年5月1日米国海軍監視船「Victory」号は未許可で我国の黄海に属する排他的経済水域で軍事測量活動を行い、これに対し、我国の外交部は嚴重に、「Victory」号が関連の国際法と中国の法律法規に背き、未許可で黄海に入り中国に属する排他的経済水域で活動を行ったことを指摘した。中国側はこれに対して関心を見せ、すでに米国側に有効な措置を採り再度類似事件が発生することを避けるよう要求した⁽⁹⁾。そのため黄海で我国も気を緩めることなく、早めに計画を立てて研究していかなければならない。

4. 公海では、特にソマリア、アデン湾海域で、我国もどのように通路の安全を守り海賊行為に打撃を与えていくかという問題に直面している。我国からソマリア、アデン湾海域への商船船員とその物資の安全を保護するため、我国の政府は2008年12月26日初めて軍艦の巡航を派遣し、我国の商船と我国の護衛を必要とする他国の船舶を保護し、今のところ護衛効果は良い成果を出しており、国際的評価も得ている⁽¹⁰⁾。我国は今後類似した活動を引き続き実行し、絶えず我国の海外利益を保護し、特に海洋通路の安全利益を保護していくであろう。しかし広い公海で海賊行為に打撃を与えたとしても、克服できない難題も存在しており、例えばどのように海賊行為者を処罰するか、どのように他国或いは国際組織と協力して海賊に打撃を与えていくか、どのように情報共有と協力的交流を実施していくか、どのように国内の海賊行為者懲罰法規を改善していくか、どのように人員の教養と物資の供給を補

(9) http://www.gov.cn/gzdt/2009-05/06/content_1306112.htmを参照。2009年5月7日にアクセス。

っていくか等の問題がある。

公海で 200 海里以外大陸棚の設定による我国の海洋権益や我国が公海海域の航行、測量と科学研究等の活動に影響する問題をどのように保護していくかということも同じく際立っている。『条約』の大陸棚制度の 200 海里以外の大陸棚境界画定の案は 2001 年にロシアが大陸棚境界画定委員会へ最初に境界画定案を提出して以来、2009 年 5 月 13 日がピークに達した。その内、我国の海洋権益を損なった境界画定案は、主にベトナムとマレーシアの共同境界画定案 (2009 年 5 月 6 日)、ベトナムの南シナ海に対する単独の境界画定案 (2009 年 5 月 7 日) で、上述の 2 境界画定案は我国の南シナ海の海洋権益を損なっている⁽¹¹⁾。日本の境界画定案 (2008 年 11 月 12 日) は主に我国の「沖ノ鳥島」付近に排他的経済水域と大陸棚を設定したため、この海域での我国の航行、測量、科学研究等の権益に影響している⁽¹²⁾。そのため、我国はこれらの大陸棚境界画定委員会の境界画定案に対する審議に引続き関心を持ち、大陸棚に関する調査に力をいれ、我国は適時に南シナ海、東シナ海の境界画定案を提出し、自己の海洋権益を守っていかなければならない。また、日本の境界画定案の「沖ノ鳥島」の資格と地位を研究しなければならない。

以上から分かることは、我国の管轄する海域と争議のある海域及び公海等の海域で、我国が直面している海洋安全問題は多く、しかも我国の海洋権益は、まさに異なるレベルの損害や海洋問題の措置が被っている挑戦を解決し

(10) 中国海軍は相次いで 4 陣 11 隻の艦艇をソマリア、アデン湾海域に派遣して護衛任務を執行させ、すでに 172 陣 1643 隻の国内外船舶の護衛任務を順調に完成し、海賊の襲撃からは 23 隻の国内外船舶を救出し、国家利益と世界平和を守るため際立った貢献を成し遂げ、国際社会の広い地域から称賛を受けている。海軍南シナ海艦隊は「廣州」号のミサイル駆逐艦、「微山湖」号を総合的に補充し 2010 年 3 月 4 日海南三亚から出航し、ソマリア、アデン湾海域へ行き、第 5 陣護衛任務を執行し、それらは先に到着していた「巢湖」号のミサイル護衛艦隊と合流し、第 4 陣の護衛隊から引き継いでいる。http://www.gov.cn/jrzq/2010-03/04/content_1547199.htm を参照。2010 年 3 月 5 日にアクセス。

なければならない。そのため筆者は、海洋安全問題の研究は非常に緊迫しており重要であると考えている。

二、海洋問題を解決する基本的構想と具体的手段

我国が直面している海洋問題はとて多く、しかもそれぞれ特徴があり、統一された解決方法を採用することはできず、分けて対応し処理しなければならない。海洋問題を解決させる基本的構想と具体的手段は以下のとおりであ

(11) ベトナムとマレーシア共同の境界画定案に対し、中国国連常駐代表団は国連事務総長に覚書を提出し、中国政府の厳正な立場を明らかにし、厳粛に大陸棚境界画定委員会に関連規定に基づき上述の境界画定案を審議しないよう強く求めた。例えば、中国は境界画定案によって中国南シナ海の主権、主権権利と管轄権を侵害され、中国政府は『条約』と大陸棚の境界画定委員会議事規則の関連規定に基づき、もし陸上或いは海上紛争が存在した場合、この委員会は紛争のきっかけになる当事国提出の境界画定案を審議するべきではないと覚書で指摘している。方曉の『中国の反対に効果あり、マレーシアベトナムの境界画定案を流れ』を参照。<http://www.dfdaily.com/node2/node23/node259/userobjectlai167701.html> を参照。2009年5月8日訪問。ベトナム単独の境界画定案に対し、我国の外交部も内容が基本的に同じ立場であることを指摘した。『外交部のベトナムが挙げた南シナ海の「200海里以外大陸棚の境界画定案」等の回答』を参照。http://www.gov.cn/gzdt/2009-05/08/content_1309143.htm を参照。2009年5月9日にアクセス。

(12) 日本の境界画定案に対し、我国の国連常駐代表団は2009年2月6日国連事務総長に沖ノ鳥に対する書面の声明を提出した。主な内容は、実際、沖ノ鳥は『条約』第121条第3項で指摘されているがただの岩であり、沖ノ鳥の領海基点によって大陸棚の権利基礎を主張できず、大陸棚境界画定委員会は沖ノ鳥を大陸棚の基点として大陸棚の権限を審査していない。

http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/jpn08/chn_6feb09_c.pdf を参照。2009年3月12日訪問。その他、韓国も日本の沖ノ鳥問題に対し2009年2月27日中国政府声明の内容と基本的に同じ内容の声明を提出した。http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/jpn08/kor_27feb09.pdf を参照。2009年3月12日にアクセス。

る。

1. 東シナ海。東シナ海の海洋境界画定問題に対し、我国は引き続き日本と協議交渉を行い、最終的な海洋境界画定をしなければならない。同時に協議では引き続き大陸棚の法律基礎の自然延長として沖縄トラフの中間線までの立場を堅持し、排他的経済水域と大陸棚制度の2つの異なる制度に属しており、それぞれ海洋境界画定をさせ、最終的な境界線が1本それとも2本なのか協議を通じて確定させなければならない。日本の一方的な主張である“中間線”の不法性を引き続き批判し、釣魚島が我国の固有領土であることを堅持していく。更に一歩進んだ海洋境界画定の研究と釣魚島の争議を国際司法裁判所或いは仲裁の具体的方案や対策を提出していく。

東シナ海の資源開発問題について、特に春暁ガス田の開発問題は、『共通認識の原則』に含まれる具体的な対策を深く研究しなければならない。基本的観点として『共通認識の原則』は双方の政治願望の臨時的な取り決めを実現するため、段階的な成果を上げており、更なる発展と完備が必要である。『共通認識の原則』の3項目の内容はそれぞれが独立しており、分けて実施できる。即ち開発の協力と共同開発を分けて進めることができ、これらは本質的に違っており、特に海域に関する開発の協力は主権争議のない海域である。春暁ガス田開発の協力に対し、我国は比較的敷居の高い協力を設けることができ、日本法人が春暁ガス田開発に協力する前に、我国は春暁ガス田の資源を引き続き開発することができ、これは『共通認識の原則』の本質に背いておらず、たとえ日本がそれを国際海洋法裁判所に提出しても、我国は泰然と対応でき、敗訴する可能性は存在しない。『共通認識の原則』の共同開発について、我国は日本政府と共同開発方案の協議と交渉を展開することができ、我国の『共通認識の原則』の願望を推進することを示していくが、共同開発の具体的方案は歩み寄っておらず、“話し合いの成果はないが、闘いは終わらない”の原則を体現し、東シナ海問題の解決過程で春暁ガス田の役割を積極的に発揮させていかなければならない。

釣魚島領有権の争議問題に対する基本的構想と手段は、協議と交渉で日本政府に両国が釣魚島領有権問題で争議が存在していることを承認させ、日本政府の釣魚島に対する警備体制を解除させる。釣魚島が東シナ海海域の境界画定をさせる基点ではなく、東シナ海海域の境界画定の効力がないことを強調する。台湾に釣魚島問題での作用を発揮させ、两岸連合の巡航協力体制や釣魚島問題のシンポジウム等を共同で開催することが含まれる。台湾は釣魚島を保護する法律責任を具えているからである⁽¹³⁾。两岸が協力する基本的手段として「两会」の協議中、釣魚島の巡航協力を含む两岸海洋問題の協力枠組み協議の締結である。その他もし交渉で釣魚島問題を解決できない場合、釣魚島周辺海域に海洋自然保護区を設定し、管理の協力を提案する。また第三者へ釣魚島紛争解決をゆだねる準備作業もしっかりと行わなければならない。

2. 南シナ海。南シナ海諸島の領有権争議問題に対し、特に南沙諸島の争議問題に対する基本的構想と手段は、南シナ海諸島に対する巡航の法的執行力を強化し、発見された問題は直ちに措置を採ることである。米国が南シナ海問題の政策に転向したことに関心を持ち、米国の南シナ海の政策がすでに過去の中立主義から現在の介入或いは干渉主義に転向したため、米国が南シ

(13) 例えば、台湾で1999年2月10日公告された『第1陣の領海基線、領海及び隣接している区の境界線』は、釣魚島は直線基線を採用して領海基線を表すことを定めている。崔延宏、尹章華編集の『台湾海域の法規とりまとめ』、台湾文笙出版社1999年版の第194～196頁を参照。大陸には釣魚島関連の政策と法制が存在していない。また、台湾行政院の第11676号令（1971年12月2日）に、釣魚島は台湾省の一部であり、宜蘭県の管轄であると指摘している。『台湾の釣魚島の宜蘭県帰属宣言』、『中国の国際法と国際事務年報』（第5巻）の第200～201頁を参照。大陸で台湾は分治であり、釣魚島が台湾に属する島である現況の下、台湾は釣魚島保護の職権を具えている。台湾の力は弱く、日本が台湾の主張を無視している状況の中、两岸が協力して釣魚島を保護することは、とりわけ重要である。筆者は、大陸が釣魚島を保護することの法律の依拠をあるようにさせ、两岸で海洋問題の協力協議を制定することは、非常に必要なことであると考えている。

南海問題で東南アジア諸国の不法侵略や南シナ海の資源開発行為の支持或いは扇動を抑える必要がある。我国の南沙諸島の領海基線を公表すること。『南シナ海における各国の行為宣言』等の原則の下、他国間と存在している島に関する争議問題を解決し、海洋境界画定問題を挙げて協議交渉を行うことが含まれる。南シナ海における新モデルでその資源を開発し利用することを探索する。両岸が南シナ海問題で協力していく体制を研究する。

他国の船舶が我国の排他的経済水域で軍事活動を行う問題に対する基本的構想は、海洋大国が排他的経済水域で自由に軍事活動を堅持する観点を反駁し、沿海国の事前同意原則を堅持する。軍事活動と海洋科学研究の違いを分析し、軍事活動で沿海国の平和と安全が損なわれ、沿海国が関連法規の管轄を受けるべきであると指摘する。『条約』の軍事活動関連の制度規範を改正し、軍事活動内容の追加が含まれ、具体的手段は『条約』第 312 条の規定に基づき、国連事務総長に『条約』内容の改正要求を書面で求める。同時に引き続き米国と海上安全制度を協議し、相応の体制を創立する。積極的に我国の関連法規を改正完備させ、例えば『対外に関わる海洋科学研究の管理規定』に軍事活動実行前に許可をとる内容を追加させる。

資源開発中に起こった安全問題については、主に東シナ海と南シナ海の争議のある海域で一方的な海底資源開発活動による安全問題を指しており、基本的構想と観点は、争議海域の範囲を更に明確にし、排他的経済水域境界線の座標の公布が含まれる。争議海域に対する法的執行力を強化し、海域巡航法律執行条例の制定が含まれる。他国が争議海域で単独の資源開発活動を行うことを阻止させる方法を設ける。海底資源開発の管理規則、海上構築物の安全水域の設定法等の法規を制定する。関連国家と協議交渉を行い、海上事故の予防協定と海上ホットライン連絡体制等を締結する。

3. 公海。海上エネルギー輸送通路の安全問題について、基本的構想と観点は、積極的に国際海峡（特にマラッカ海峡）の協力管理活動に参加し、共に海洋輸送通路の安全を保護し、エネルギー資源の供給保障を確保していく。

引き続き公海の高海賊行為の打撃活動に参加し、特にソマリア、アデン湾海域に打撃を与えている高海賊行為打撃の経験と協力体制等をその他の海域に適用し、海上通路の安全を確保していく。高海賊行為の不法行為者制度の補充と懲罰で打撃することを探索し、軍艦と船員がその他の国で港と基地を借用し、第3者に起訴と違法者の具体的措置を補充、委託し、高海賊行為者懲罰の国内立法と国際条約の制定と改正を行うことが含まれる。例えば高海賊行為の処罰法を制定し、地球温暖化が極地海域の氷河縮小を招き、国際航行通路の保護と管理問題を検討するのに適しており、極地資源の開発制度も研究し、国際管理機構の創設と深海底制度適用の可能性が含まれる。

200海里以外の大陸棚制度が引起した安全問題について、即ち国家が200海里以外の大陸棚境界線の画定により、元公海での調査、測量、航行等の利益が影響を受ける問題であり、基本的構想と観点は、大陸棚境界画定委員会が国家の200海里以外の大陸棚境界画定案の審査と勧告の発展と動向に注目していく。その他の国が200海里以外の大陸棚を設定し、我国にもたらず元公海での調査、測量、航行等の活動に影響がないか分析し、特に日本の「沖ノ鳥島」の具体的進展、ベトナムとフィリピン等の国の200海里以外の大陸棚境界案の進展状況に注目していく。我国は東シナ海と南シナ海の大陸棚調査を強化し、大陸棚境界画定委員会に出来る限り早く我国の200海里以外の大陸棚境界線の案を提出し、兩岸の大陸棚調査に対する協力制度の強化が含まれる⁽¹⁴⁾。『条約』の島制度の内容と存在する問題を研究し、日本の「沖ノ鳥島」が岩で排他的経済水域と大陸棚を有するという観点が主張できないこと、そして島の制度の適用が南シナ海の暗礁が排他的経済水域と大陸棚を有する可能性を反駁していく。

中日間の核心である利益での紛争が主に海洋領域に集中していることを考慮すると、日本の境界画定案の「沖ノ鳥島」問題に対し、筆者は我国が具体的に以下の視点から対応することができると考え、主に以下の通り。

(1) 「沖ノ鳥島」を基点に排他的経済水域と大陸棚を有すると主張してお

り公平に背いている。それは「沖ノ鳥島」を基点に主張している排他的経済水域面積は約 40 万平方キロメートルではるかに実状を上回っており、深刻に多国のこの海域の航行と測量活動等の利益を損なっており公平に背いているからである。また、『条約』の第 121 条第 3 項は第 2 項の制限と第 3 項の意図に反している。『条約』第 121 条第 3 項の主な目的は、明らかに若干の岩が排他的経済水域と大陸棚を有するという権利を否定しており、第 121 条第 2 項に対し制限しているため、第 3 項の解釈について厳しい態度で臨み、制限の意義を失わないようにしなければならない⁽¹⁵⁾。

(2) 「沖ノ鳥島」の人工工事に対し、依然として自然形成の陸地区域の要件を満たしていない。日本政府は巨額の資本を出資し「沖ノ鳥島」に対する保護を強化しており、チタン製の網を張り、防波堤を築き、目的はそれが水中に沈まないようにするためで、明らかに人工的で、依然として自然形成の陸地区域の要件を満たすよう改善されていない。即ち“沖ノ鳥島”は依然として岩で、島ではない。

(3) 日本は「沖ノ鳥島」周辺海域のサンゴの生存環境調査を試み、その成長条件に適した培養を行い、サンゴの残片や有孔虫の殻を利用して諸島を

(14) 2009 年 5 月 11 日、我国の国連常駐代表団は国連事務総長に『中国の 200 海里以外の大陸棚外部境界線の初歩的情報の確定について』（以下『初歩的情報』という）を提出し、内容は中国東シナ海部分海域の 200 海里以外の大陸棚外部情報に関するものである。『初歩的情報』は全部で 17 頁あり、12 条と 4 つの挿し絵と 8 つの表を含む。中国が挙げた大陸棚外部境界線の決定案に対する状況は、初歩的情報の第 7～8 条の表示を、中国は 200 海里以外の大陸棚境界面提案を提出する準備作業を行っているところである。中国は関連海域の必要なデータの採集と処理を行っており、依拠関連の要求及び準則の境界面提案を編集し、関連の評価を行っているところである。上述の仕事完成后、中国は適時に全て或いは一部 200 海里以外の大陸棚外部境界面提案を提出する。『中国が提出した 17 頁の 200 海里以外の大陸棚の初歩的情報』、2009 年 5 月 13 日の『東方早報』第 A 14 版を参照。

(15) 馬英九著作の『新海洋法から釣魚島と東シナ海の境界面定問題を議論』台北中央出版社 1986 年版 第 130 頁を参照。

構築し、いわゆる経済生活の要件を満たしている。これに対し我国はサンゴの育成と繁殖や例えば諸島のような人工施設等海洋環境を損なうものの構築、海洋汚染を引起すものに反対することができる。これは『条約』に根拠があり、『条約』第1条の規定で海洋環境の汚染とは、人類が直接或いは間接的に物質或いはエネルギーを海洋環境に取り入れ、その結果、生物資源と海洋生物を損なう或いは損なう可能性があり、人類の健康に危害を及ぼし、漁業と海洋のその他正当な用途の海洋活動を妨害し、使用している海水の品質を下げ、環境を破壊する等の有害な影響を指す。

(4)『条約』の島の制度に対する研究を強化し、その他の国家の関連ある実践を収集し、研究し、制度や『条約』の島の制度修正の協議過程と新しい規則確立中に、我国政府の立場と態度を表して行く。

海洋環境の汚染問題について、各国が海洋及びその資源の量と広さを利用し絶えず開拓しているため、海洋環境の汚染問題の増加を引起しており、そのため積極的に国際と地域の関連制度を利用し、国内法制を完備させ、陸地、海底活動、深海底資源の開発活動、船舶の転覆がもたらす汚染を処理し、海洋及びその資源の持続的発展を実現させていかなければならない。

もちろん、上述の問題で引き起こる争議について、『条約』の条項と制度の違った解釈と立場が引起した争議も含め、政治方法と法律方法を通じて解決する必要があるため、これら争議の具体的制度を研究し、重点は国際司法裁判所と仲裁制度である。また、類似争議問題を分析研究し、参考にしていかなければならない。

三、中国が対応すべき海洋問題対策の提案

関連している国家間で平和的な方法を利用することが海洋問題を解決させる基本原則であると言え、平和的な方法を利用して海洋問題の争議を解決することができない情勢の下、国際司法制度を利用して解決させることが考慮

できる。我国はすでに 2006 年 8 月 25 日、『条約』の第 298 条の規定を依拠に、国連事務総長に書面の声明を提出しており、『条約』の第 298 条第 1 項 (a)、(b)、(c) 項が述べているいかなる紛争（海洋境界画定、領土紛争、軍事活動等の紛争）も、中国政府は『条約』第 15 部第 2 節規定のいかなる国際司法或いは仲裁管轄を受け入れないとしている⁽¹⁶⁾。しかし我国の声明を撤回することを排除せず、国際司法或いは仲裁を利用して海洋紛争を解決させる可能性がある。『条約』第 298 条第 2 項の規定は、締約国はいつでも上述の声明を撤回することができる或いは該声明が排除する紛争は当条約規定のいかなる手順で提出することを同意するとあるからである。

国際実践から見ると、国際、地域或いは関連している国家間で海洋問題の制度或いは協定の改正或いは締結ができない場合、海洋問題に対する総合的な政策が必要であり、即ち国家が海洋戦略を制定し、海洋問題の体制と構造を完備させ、重点的に関連している国内の海洋法制を改善させることが特に重要である。これは我国が参考にできる基本的モデルの 1 つである。具体的対策の提案は次のとおりである。

1. 国家海洋戦略の制定。海洋安全が日に日に我国の海洋権益に影響していることを考慮し、我国は海洋とその資源に対する依存性が日に日に増しており、先に制定し公布された海洋に関する政策と措置（例えば 1995 年『全国の海洋開発計画』、1996 年『中国海洋 21 世紀の課題』、2002 年『全国の海洋機能の区画』）は、すでに海洋問題の発展要求に適応できなくなっており、改正と調整が必要である。そのため、我国は出来る限り早く国家海洋戦略を制定し、実施し、間もなく国家が開発する海洋とその資源を国家の基本政策として利用していく。換言すれば、戦略上、海洋問題が引起す安全問題を重視し、国家海洋戦略の制定と実施を通じて、調和のとれた海洋を作り上げ、

(16) 『中国が国連海洋法条約第 298 条の規定によって提出した排除声明』の内容については、『中国海洋法学評論』2007 年第 1 号第 178 頁を参照。

機能の提供を保障させていかなければならない。

2. 海洋体制構造の完備。海洋問題は複雑多様で、しかも海洋の新しい問題は絶えず大量に出現しており、また、人類の知らない海洋領域は多く、海洋問題は一般的に無固定的なモードに対応と処置を採ることができるため、総合的な海洋問題の対応と処置を行わなければならない。即ち国家海洋事務委員会等を設立し、このような機関は非常に重要である。具体的手段として国家海洋戦略の中で国家海洋事務委員会の規定を設立し、例えば海洋開発基本法或いは海洋基本法等このような法律の規定を制定することもできる。国家海洋事務委員会は国家主席或いは国務院総理が主任に就き、関連の部門委員会事務局の主な指導者が委員に就くべきである。具体的モードは国家エネルギー委員会を参照にし、海洋問題機関の地位と職権を昇格させ、統一的に海洋職能部門関連を協調し、機関間の職責の障害と欠点を取り除き、有効且つ迅速に海洋問題を処理していく。

また、海洋問題の多様性にかんがみて、国家海洋事務委員会で相応のグループ委員会を設立させ、例えば釣魚島研究会、南シナ海問題研究会、中米海上安全研究会、中日海域境界画定研究会、海洋紛争解決研究会等、各種海洋問題を引起している争議に対応していく。

3. 国内海洋制度と法規の完備。国際、地域と二国間で海洋問題の条約或いは協定が変えられない或いは締結することができない状況の下、国内の関連している海洋制度と法規を更に改善することがとりわけ必要である。具体的提案は次のとおりである。

第一、「海洋」の地位を昇格。『憲法』第9条に「海洋」が自然資源の構成部分であることを追加し、「海洋」の『憲法』での地位を確立させ、「海洋」に対する保護を強化させることを提案する⁽¹⁷⁾。また、更に“海洋”に対する宣伝と教育活動を強化し、海洋と関連のある映画と録画、撮影や放送を通じて、海洋宣伝日活動を強化し、例えば海を愛し、海を知り、海を守り、海を利用する等の関連学習と実践活動を展開し、小中学校と大学の海洋学科の教

育と建設活動等を強化していく。

第二、海洋開発の基本法を制定。海洋問題の対応と処理で、根本的な海洋法規の統率と指導が必要なため、我国が総合的規範である海洋問題の法規（例えば、海洋開発の基本法）を制定することは非常に必要なことであり、その海洋問題を処理する際、総合的な協調の作用を発揮させる。

第三、我国の海洋関連法規を改善。特に『排他的経済水域と大陸棚法』（1998 年）の組合せ法規を改善し、その基本原則と制度を実施し細分化させる。主に、大陸棚のオイルガス資源の開発規則、建築物と構造物の安全区域管理方法、外国企業と船舶の我国排他的経済水域と大陸棚での資源開発活動に対する措置、外国船舶の我国の管轄海域での測量活動に対する措置等がある。

海洋事務部門の新法規を制定し、完備し、新しく出現した海洋問題に対応し、例えば、海賊行為処罰法、海洋安全法等がある。

我国の『対外に関わる海洋科学研究の管理規定』（1996 年）関連の内容（例えば第 4 条）を改正し、我国が採用し広義である海洋科学研究（軍事測量活動を含む）の概念を明確にし、沿海国が先に同意する原則を堅持し、その法律のランク（即ち『対外に関わる海洋科学研究の管理規定』を法律に昇格させる）を昇格させることを考慮する。

第四、海域の法的執行力の強化。海洋権益の保護は、強力な法的執行チームが必要である。まず、更なる我国の領海基線の宣布及び管轄海域の基点を明確にするべきである。我国は 1996 年 5 月に大陸領海部分の基線と西砂諸島領海基線の宣言後、今日までにその他諸島の領海基線を公表しておらず、切実に我国の海洋権益を保護するため、特に巡航法律を執行するために、我

(17) 我国の『憲法』第 9 条第 1 項の規定には、鉱床、水流、森林、連峰、草原、荒地、砂浜等の自然資源は、全て国家に属すとあり、即ち全国民一切である。第 2 項の規定に、国家は自然資源の合理的な利用を保障し、貴重な動植物を保護し、いかなる組織或いは個人もいかなる手段で自然資源を侵略或いは破壊することを禁止するとある。

国は更にその他所属の諸島領海基点を宣言し、我国に管轄権がある海域境界線を明確にさせるべきである⁽¹⁸⁾。また、領海基線の公布は、更に『島の保護法』（2010年3月1日から施行）を実施していくことに対し、非常に必要であるため、近々関連諸島に対する調査を強化することは特に重要なこととなっている。その次に、海上の法的執行チームを統合し、関連法規を完備していく。我国が海洋事務を管轄することを考慮し、特に法的執行部門が多い現状、タテ割ヨコ割の存在があり、統一した調和の欠乏と職権の空白等弊害が存在してしまい、力を合わせるができず有効に海洋問題を処理することができないため、我国は更に海部門の海上権利保護の法的執行力を統合し、中国海監と中国の漁業機構を基礎にして国家海岸法的執行管理機関を含め、海上の法的執行力を強化しなければならない。また、巡航の法的執行に依拠となる法があるようにさせるため、海域巡航の法律執行条例の制定を提案する。

第五、海洋研究機構の方策体制転化を完備。我国は海洋問題の研究機関とコンサルティング機関の積極的な作用を引き続き発揮させ、これら機関の海洋の核心、注目される問題への出資援助力を強化し、海洋問題を解決するため政策決定諮問を提供し、また有効な措置を採り、急ぎ研究成果を国家政策或いは具体的対策に転化させ、海洋問題を妥当で合理的に解決させることを促進させ、我国の海洋事業の発展を推し進めていく。

(18) 例えば、『中国政府の中国領海基線に関する声明』の規定では、中国政府が中国の残りの領海基線を再度宣言するとある。

四、まとめ

21 世紀は海洋の時代であり、特に今期は、国際社会の主要国家が皆海洋及びその資源を開発し利用することに力をいれており、海洋戦略の制定と海洋体制の完備は 1 つの重要な手段の選択であり、国際社会の普遍的な選択でもあり、これは我国も例外ではない。我国の海洋戦略の制定実施と海洋体制の完備は、とりわけ緊迫しており、即ち我国の海洋手段、海洋及びその資源の計画と利用の時代はすでに到来しており、一刻の猶予もない。

On the Current Situation and Its Measures of Chinese Ocean Issues

Jin Yongming